

ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ 子育て世帯(非課税世帯等)生活支援特別給付金の支給を実施します

- 1.支給対象者・支給手続き
- ①または②に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)
 - ①令和4年度中に実施した 子育て世帯生活支援特別 給付金の支給対象者



申請不要です

- ※給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否 届出書を提出してください(届出書は町公式 ホームページよりダウンロードできます)。
- ※6月から、令和4年度給付金を支給した口座 に順次振り込みます。

- ② 令和5年3月31日時点で 18歳未満の児童 (障害児の場合、20歳未満) を養育する父母等
 - ※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になりますであってAまたはB
 - A 令和5年1月1日以降の収入が急変し 住民税非課税世帯相当の収入となった方 B 令和5年度住民税均等割が非課税である世帯



申請が必要です

⑥窓口へお問い合わせください

2.支給額 児童1人当たり一律 5万円

価格高騰による非課税世帯の支援のための給付金の支給を実施します



1.支給対象者・支給手続き

令和5年6月1日において町の住民基本台帳に記録されている方であって

①世帯全員の令和5年度住民税 均等割が非課税である世帯



7月中旬(予定)確認書が届きます内容を確認し、必要か所を記入後

返送してください

②世帯の中に令和5年1月2日 以降に転入した方がいる場合



申請が必要です

申請期間 7月18日火~10月31日火

※申請書は⑥窓口または町公式ホームページ からダウンロードできます(7月中旬予定)

- ※世帯の中に<mark>令和5年度の住民税の申告</mark>が済んでいない方がいる場合は支給対象の判定ができませんので必ず申告してください。
- 2.支給額 一世帯当たり 3万円

○お問い合わせ 健康福祉課 社会福祉G ☎(84)0006(直通)